

諮 問 書

別府市いきいき健幸部保険年金課

別保年第1391号

令和6年1月24日

別府市国民健康保険運営協議会

会長 内田勝彦様

別府市長 長野恭紘



別府市国民健康保険税賦課限度額の改正について（諮問）

国民健康保険法第11条の規定に基づき、保険税の賦課限度額について、貴運営協議会の意見を求めます。

記

1 保険税賦課限度額について

令和6年度の後期高齢者支援金分の賦課限度額については、前年度より2万円に引き上げ、24万円とする。

2 改正理由

国民健康保険税の賦課限度額は、地方税法施行令で規定されており、その範囲内で市町村の条例で定めることとされています。大分県国民健康保険運営方針においても、賦課限度額は政令どおりの金額とすると示されていることから、令和6年度の税制改正で予定されている地方税法施行令の改正内容に合わせ、後期高齢者支援金分の賦課限度額を現行の22万円から2万円引上げ、24万円としようとするものです。

ご審議の上、ご答申くださいますようお願いいたします。